

秩父市立大田小学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

秩父市立大田小学校いじめ防止基本方針（以下「本方針」という。）は、児童の尊厳を保持する目的の下、秩父市教育委員会・学校・地域・保護者・その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（以下、「対策推進法」という。）第13条の規定に基づき策定するものである。

本方針により、個々の教職員は「自分が今、何をなすべきか」、保護者は、「何を共に取り組めばよいのか」、地域は「何を協力すればよいのか」、学校は「児童をどのように育てようとしているのか」が分かり、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの早期解決をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進していく。

1 基本姿勢

いじめは、どの子どもにもどの学校でも起こりうるとの意識を共有し、学校・保護者・地域のそれぞれの役割の上に、保護者・地域と連携して取り組んでいく。

学校は、教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは絶対に許されない卑怯な行為であること」の理解を促し、積極的な生徒指導や「自分もよくてみんなもよい」ことを大切にする集団活動を通して、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、思いやりの心を基盤とする心の通う人間関係を構築する能力や社会性の素地を養う。

そのためにも、日常的に学級や集団の中でいじめの問題に触れるなど、全ての児童に対して継続的な働きかけを行い、定期的な調査を行う。また、個々の教職員は、ささいな兆候にもアンテナを高く保ち、いじめと疑われる情報があれば、一人の教職員で抱え込まず、学校に置かれた組織へ伝えて、学校全体の問題として対応する。

保護者や地域には、日常的に家庭生活や地域活動の中でいじめ問題に触れるなど、継続的な働きかけを期待している。また、ささいな兆候にもアンテナを高く保ち、いじめと疑われる情報があれば、速やかに学校及び関係団体（塾や少年団等）へ相談等の対応を期待している。また、秩父市学校創造グランドデザイン「保護者向けリーフレット」にあるように、家庭を学びの環境にするとともに、学校の教育活動、依頼内容に協力し、学校の取組へのバックアップを期待している。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止対策委員会（以下「対策委員会」という。）

いじめに関する措置を実効的に行うため、管理職、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、中学校配置スクールカウンセラー、中学校配置さわやか相談員、秩父市派遣スクールソーシャルワーカーによる対策委員会を設置する。開催は必要に応じて行う。

なお、校内関係職員、民生・児童委員、主任児童委員、警察（太田駐在所）等の出席を依頼する場合もある。

(2) 積極的な生徒指導推進委員会（以下「推進委員会」という。）

いじめ防止を含めた積極的な生徒指導等に関する協議、情報交換を行うために、管理職、教務主任、生徒指導主任、養護教諭による推進委員会を設置する。月1回開催する。また、対策委員会開催の必要について協議する。なお、推進委員会の日常の情報交換の場として、職員会議において、情報交換会を開く。

3 いじめの未然防止、早期発見、早期解決のための具体的方策について

(1) いじめの未然防止のために

- ア いじめは、どこでも起こり得るという姿勢で取り組み、絶対してはいけないと繰り返し教える。
- イ 積極的な生徒指導の手法を用いて、全職員が取り組み、規律を確立する。
- ウ 児童が心の通じ合うコミュケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- エ 道徳教育で、豊かな心を育み、特別活動で望ましい集団活動を実践する。
- オ ライフスキル学習に取り組み、よいこと体験を学習し、自己決定力を育む。
- カ 児童が自主的にいじめ問題について考え、論議すること等のいじめ防止に資する活動に取り組む。
- キ 全職員が、児童のささいな変化にも気付き、報告・連絡・相談を徹底する。
- ク 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ケ わかる授業を展開し、児童の前向きな意欲を引き出す。

(2) いじめの早期発見のために

- ア いじめアンケートを年3回行い、対応する。（児童対象）
- イ 積極的な生徒指導情報交換会を開く。（職員会議後毎回）
- ウ 学校評価を年1回行い、対応する。（保護者対象）
- エ 変化に気付くための事例研修を行う。（校内研修において）
- オ 学級担任と児童がつながる手段を児童の発達段階に応じてもつ。

(3) いじめの早期解決のために

- ア 問題を共有し、担任だけで抱え込まないようにし、全職員で役割分担をして対応に当たる。
- イ 学校の教職員がいじめ発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、抱え込まず個人で判断しない。
- ウ 各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係わる情報を適切に記録する。
- エ 事実関係を確認した上で、いじめを受けた児童を守ると共に、いじめをやめさせる指導を行う。
- オ 中学校配置さわやか相談員の協力の下、教育相談を行い、児童を落ち着かせる。
- カ 再発防止に努めると共に、情報をいじめを受けた児童の保護者、いじめを行った児童の保護者に伝え、支援・助言をしていく。

4 重大事態への対処

重大事態が認められたとき、学校は、速やかに対策推進法に則り、対処する。

5 評価の実施

学校評価において、いじめ問題への取組等の体制について自己評価を行う。また、推進委員会や対策委員会において、具体的取組内容等についての評価を行う。

6 「いじめ」の定義及び「重大事態」とは

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。<対策推進法第2条>

「重大事態」とは、①いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いが認められるとき。②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

<対策推進法第28条>

7 確認事項

「重大事態の判断」

いじめにより重大な被害が生じたという申出が児童や保護者からあったときは、重大事態が発生したものとして報告、調査等に当たる。詳細な調査を行わなければ事案の全

容は分からぬということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断は行わない。

「けんかやふざけ合いの背景」

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

「いじめ防止のポイント」

いじめは、どの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

指導に当たっては、発達の段階に応じて、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、論議することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。また、その際、

- ・いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと。
- ・いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生しえること。

等についても、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

「いじめの解消」

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係わる行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係わる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害児童及び加害児童については日常的に注意深く観察する。

8 その他

「本方針」は、HPにて公開する。

参考) いじめ防止年間計画

年間を通しての取組	
<ul style="list-style-type: none">・分かる授業の実施<分かる喜び>・やりとりのある授業、グループ学習に取り組む<磨き合い、磨き合う仲間>・「大田小よい子のやくそく」を意識した行動をとれるよう指導する。<規律の確立>・道徳教育の充実<豊かな心の醸成>・特別活動の充実<豊かな心の実践、自分たちで考え、決め、実行する>・ライフスキル学習に取り組む（5・6年）<自己決定力、判断力の育成>・児童の居場所となる学級づくり<学級の支持的風土>・児童の変化に気付く<職員の力量の向上>・情報交換会（職員会議後）等による報告・連絡・相談の徹底<組織として対応>・月1回の積極的な生徒指導推進委員会<組織での共有、同一歩調>	
月別取組（必要に応じて「対策委員会」開催）	
4月	本方針を職員会議で確認 積極的な生徒指導への取組確認<共通指導> PTA・大田青少年育成会への情報提供<PTAと共に、地域の協力>
5月	年度当初学級の様子の報告、学級経営案への反映<学級経営の充実> 大田小中学校後援会への情報提供<地域の協力>
6月	縦割り班活動による「自分もよくてみんなもよい」内容決定と実践<集会活動> 懇談会で情報提供<保護者と共に>
7月	いじめアンケート実施<調査>
8月	アンケートへの対応<対応・改善>
9月	下学年に配慮した取組<小中合同運動会の実施>
10月	校外学習への取組<仲間づくり> 懇談会で情報提供<保護者と共に> 大田ふれあいランタン祭への参加<地域への協力>
11月	世代間交流、音楽発表会等への取組<集団の力量の向上> 学校評価の実施
12月	いじめアンケート実施<調査>
1月	学校評価・アンケートへの対応<対応・改善>
2月	6年生を送る会の取組<集団の力量向上> 懇談会で情報提供<保護者と共に>
3月	いじめアンケート実施・対応<調査・対応・改善> 本年度のまとめ